

書評

高山憲之著『不平等の経済分析』 東洋経済新報社刊

江見康一

1. 社会保障の経済分析にとって、個人所得の分配面の掘り下げた解析は基本的課題であるにもかかわらず、従来これに対して本格的に取組んだ文献はほとんど無きにひとしい状態であった。戦後日本の経済成長志向の局面では、分配問題は、パイを大きくすればひとりでに解決するという立場から経済分析の主流にはなりにくかったという理由からかもしれない。高山憲之氏はこの分野に精力的に取り組んで来た第一線の研究者であるが、これまで所得分配と社会保障の問題に関し個別に発表して来た諸論文を同氏の立場から集大成し、それを1つの体系として提示することによって、氏の同問題に対する理論的枠組みと実証分析、およびそれにもとづく政策提言を首尾一貫した形で世に問うという心づもりであったものと受けとれる。

本書は大きくⅠ部とⅡ部に分れる。「戦後日本の入的分配」と題した第Ⅰ部は、戦後日本における所得不平等の実態分析で、第1章は経済成長に伴う所得分布の不平等度の推移、第2章は同じく資産分布の推移であり、第3章は、第1、2章における統計的観察だけでは解明できない貧困問題に光をあてるこことによって、1、2を補う形となっている。したがって第3章はⅠ部とⅡ部をつなぐ橋渡しの役をしているといえよう。

第Ⅱ部は、第4章で分配政策の基本的枠組みを設定し、本書でいう公正規準が最低所得の保障であることを明らかにしたあと、第5章で最低所得水準の決定が論じられ、それとの関連で日本における現行制度の主要なものが批判的に取り上げられる。このような批判を踏まえて第6章は現行制度の代案としての負の所得税の導入問題、第7章は公的年金制度のもつ所得安定化措置、第8章は不平等是正の手段としての税制、とくに相続税・贈与税の問題がそれぞれ取り上げられる。以下章を追って各章ごとに簡単なコメントを加えよう。

2. 第1章は、経済成長と所得分布の関係についてのクズネット仮説の戦後日本における検証を通じて、「成長が分配の平等をもたらすか」を見ようとしたものである。具体的には、不平等尺度としてのジニ係数および豊田尺度等の家計調査、農家経済調査へのあてはめである

が、統計調査利用上の注意や計測方法など行届いた説明があり、本章は所得分布分析の入門書の役を果している。分析の結果見出された著者の事実認識についてもほぼ妥当と見られる。

第2章は、著者が「日本の経済成長を、土地をめぐる膨大なキャピタル・ゲインと切り離して語ることは適切でない」との判断をも含めて、従来所得分布研究に比して未開拓な資産分布研究に取り組もうとした部分で、経済成長によって農家・非農家間の資産較差がどのように変化したかを、金融資産・土地・住宅の3資産について見ようとしたものである。しかし資料の制約から十分な分析は困難で、問題点の指摘に止まっているのは止むをえない。農家・非農家の比較にさいしては、農家のもつ企業家の要素を考慮しなければならず、また勤労家計の住宅資産については地域差の視点が重要であり、また住宅資産と金融資産（負債）とのリンクエージにも留意することが必要だろう。著者が資産分布に関し、制度的要因について言及している点は、第8章との関連で重要である。

第3章は、「現代の貧困」につき、被保護世帯を念頭におきつつ、貧困発生の要因と貧困の尺度を簡潔に述べたもので、第Ⅱ部への予備的考察といえるが、「現代の貧困」としては取扱いが軽すぎる感がする。

3. 第4章「分配政策の基本的枠組」は、第Ⅱ部の総論的部分であり、分配政策の依拠する理論的基礎である「公正規準の検討」にあてられる。著者は従来の公正規準のうち、功利主義的立場が、「多数の利益のために少数の不利益をさせないにしてかまわない」とすることも、またロールズの公正規準が「最も恵まれない人々に無限大のウェートを付与せよ」ということも、いずれも不十分であるとして、本書の公正規準を、最低保障規準に優先順位を置き、その上に所得の安定装置を重ねて、公正と効率のバランスをはかる、というのが大すじの考え方と思われる。この考え方には、著者のみならず現時点における大方の合意であり、評者自身も同様である（拙文「社会保障における資源配分と所得再分配的視点」『経済研究』25巻2号、1974.5）。ただ著者のすぐれているの

は、この立論を踏まえ、一貫した立場で現行制度についての評価を下した点であろう。第4章ではほかにも、「現金給付と現物給付」「財源調達」の2項目があげられている。公正規準の理論的基礎を検討したあとに、給付のあり方や財源調達の規準など、現実の制度と関連する内容が出てくるのはやや唐突の感じもあるが、前者において現物給付を公共財の性質と結びつけて説明しているのは一つの著眼点である。後者については、第8章の序論として出したものと思われるから説明不足は止むをえないが、ここで財源としての租税と社会保険料との関係について一言ふれておいたほうがよいと思う（第7章、155ページに関連叙述あり）。

第5～第8章は、評者から見て、著者の独自性が最も強く出ている点であり、それだけに本書の目玉部分かもしない。第5、第6章はいずれも「最低所得の保障」をタイトルとしているが、第5章は「現行制度の基本的問題点」であり、第6章はその問題点を克服するための代案としての「負の所得税の検討」である。まず現行制度の問題点の第1は、日本における最低水準＝貧困線（生活保護基準で代表される）が、経済成長の進みに応じて算定方式も変り（1961年）、その定義も「絶対的なものから相対的なものに変った（1965）」が、そのようにして到達した現在の水準のもつ意味である。1つは、現行保護基準は、一般労働者世帯の平均所得の6割に達しており、（国際的に見て）「最低水準としては最も高いランクに属している」という認識であり、他は、国の定める保護基準は一律にして級地別格差は認めるべきでなく、地域差は地方自治体のレベルで処理すればよいとの提言である。いずれも社会保障はナショナル・ミニマムの設定であり、それ以上は資源配分上の効率規準を導入すべしとする著者の後段の展開に結びついている。生活保護法の問題点としては、過去における保護の適用要件が厳しすぎたことからくる低い捕捉率、金融資産の保有を認めていないことからする自助努力の阻害、差額支給方式から生じる勤労意欲の消失、就労者排除による保護の世帯単位原則の拋棄などが指摘される。これらのデメリットはいずれも著者が第6章で展開する負の所得税導入の根拠に結びつけられているようである。もう1つ重要な指摘は、生活保護が医療保険の「尻ぬぐい」をしているという点であるが、それは「貧困と疾病」とが依然として密接な関係にあるということであって、尻ぬぐいかどうかは、扶助と保険との境界区分の問題であろう。

いずれにしても著者は、最低保障を意図して作られた個々の制度が、制度創設の本来の目的にかなうように機

能しているかどうかに焦点をあてて、最低賃金法、賃金補助政策、農産物価格支持政策を狙上に乗せている。この検討については実証分析というより、過去の経験にもとづく定性的判断であるが、いずれも制度の意図した効果が現われず、時に逆の結果が導かれるとして、それを直すための補完的政策の必要性が説かれており、それなりに説得力をもっている。児童手当についても、第3子からの支給という方式が、最低所得を大幅に上回る多子世帯にも手当が及ぶ一方で、3人未満の貧困世帯がそれに浴さないという矛盾があり、所得税における児童扶養控除と合わせて、一元化の方向を考える西ドイツ方式を奨めている。それと関連して所得税・住民税における所得控除制度が高所得者に利益を与え、それが低所得者には及ばないという欠点からすると、負の所得税で考えられる基礎給付金制度の方がすぐれているとして、第6章の「負の所得税」のメリットが展開される。負の所得税は、現行所得税の累進税率が果していいる所得較差の一般的縮小機能に止まらず、最低所得を保障する機能を合せもっており、それを財政支出という形でなく税制の一環として取り込むものである。それについて挙げられる4つの長所というのは、先きにあげた現行制度のもつ欠陥の裏返しとして出てくるものである。したがって負の所得税導入が勤労意欲を阻害せず、現行生活保護や賃金補助政策よりすぐれ、かつマクロ的にもそのような所得移転が国民所得増大につながるのであれば、その導入は理論的にはとされる。問題は制度導入のための費用計算であり、著者の1つの業績はそれを実際に試算して、その実現可能性を提示したことである。いくつかのケースのうち、最も実行可能性のあるケースの純費用（新制度の導入費用から老齢福祉年金・児童手当制度廃止によって生じる政府支出減を差引いたもの）はNNPの1%程度に止まること、ただし生活保護制度は、基礎給付額が生活保護基準を上回るまで新制度への組み入れを待つ必要があると述べ、新制度への移行の手順にまで言及している点は周到といえよう。

4. 第7章は、年金を中心とした「所得の安定」についてであり、年金が公的年金でまかなわることの必要性、基本年金構想の受け止め方、賦課方式と積立方式の長短、社会保険料の転嫁と帰着などが論ぜられる。これらについて著者の主張する要点は次のようである。

(1) 強制加入である公的年金が低所得層に不利益にならないよう過去の所得水準とは独立に一律年金給付制度を併設する必要がある。

(2) 一律年金は社会保障制度審議会の建議で示され

た基本年金に当り、それが全額国庫負担であることは、負の所得税における基礎給付金の考え方と符合している。

(3) 基本年金構想はその財源を賦課方式による年金税（目的税としての付加価値税）に求めており、それは世代間の再分配機能を組み込んだものである。

(4) ただし賦課方式は、人口の成長率がここ数十年にわたりマイナスをつづけ、かつ積立金の運用利回りが低水準に抑えられる予想の下ではうまくないから、積立方式の見直しも必要である。

(5) 結局公的年金の一法律額給付分については賦課方式を、また所得比例給付部分については積立方式に基づいて運用されるべきで、その場合積立金の運用は競争入札で民間に委ねたほうがよい。（ナショナル・ミニマムを超える部分については民間保険の活用も考えられる。）

(6) 年金給付の物価スライド制は、一律年金部分については導入の意義が大きいが、所得比例部分については導入する必要はない。

著者の主張はこの6点に整理できるが、大すじの考え方方は制度審のそれと一致しており、評者も同意見である。問題は、公的年金の給付と負担のあるべき姿だけではなく、現実には、そのあるべき姿に、現行の分立した制度をどういう手順で收れんさせていくか、ということが同時に提示されるべきだと思う。著者がその点にふれていないのは、現実の政策提言としては弱い。

著者はつぎに、公的年金の経済的インパクトにふれているが、そこでの主題は被保険者と事業主の負担割合の比重を後者に移していくても、それは社会保険料の物品税的性格によって生産物価格へ転嫁し、その一部は労働者の実質的負担に帰着するという問題と、公的年金の充実が個人貯蓄率に及ぼす影響については、企業・政府貯蓄をも含めて分析しなければならぬとの指摘である。前者は著者自身の年來の主張であり、後者はP.ケイガンとともに述べている点である。むしろ評者は、著者が「社会保険料を公的年金の財源調達手段に採用するわけにはいかない」（p. 155）と言い切っている点、および公的年金の経済的インパクトの考察において資本市場の機能がふれられていない点などが問題点だと考える。前者については、「基本年金部分は」という注釈を当然つけねばならないが、比例部分についてはどうなのか、ということと、同じ考え方方が医療にもあてはまるかどうかについて著者の見解を聞きたいものと思う。後者については年金の貯蓄に与える経済効果の問題に直接結びつくも

のであるから、いっそうの展開は著者の今後に期待しなければならない。雇用保険や労災についての問題点の指摘については評者も特別異議はない。

5. 最後の第8章で、著者は相続税・贈与税に関する現行制度の問題点を厳しく指摘し、両税の一本化と累積課税方式の採用に加えて、取得者の年齢差を考慮すべしと主張している。この箇所は著者の正義感かもしれないが、やや性急の感もある。資産承継における血縁関係の連續性を税によってどこまで断ち切るか、という場合にも、現在の社会経済体制を前提とすれば、公平性のあくなき貫徹というだけではなく、他の税との差はあれ効率性その他の要因を配慮する余地があってよい。とくに自営業の再生産が維持できるインセンティブは必要である。

土地キャピタル・ゲイン税については、評者も著者の意見にかなり近い。「貯蓄の増強・資本蓄積の推進という政策目的」のための租税特別措置は、「不当な代物」（p. 181）として退けられている。本措置に限らず、批判の対象となっている各種の税の評価は、つねに現在の目で見られているように思う。しかしたとえば上記の租税特別措置は、経済成長のどの段階においても制度の意図した機能を何ら果さなかつたのであろうか。これらの点について、若干の補足的説明がほしいと思う。

6. 著者は最後に「終章」をもうけて、「要約と提言」を巧みに行っているが、それによって著者の一貫した立場を、より整理された形で理解することができる。とくにこの提言において、たとえば「負の所得税を早急に導入するべきである」というようないくつかの重要な事項が積極果敢になされていることに注目すべきであろう。

各章別のコメントはすでに述べたので、評者自身の総括的意見を補足しておこう。

(1) 著者が力点を置いた「公正と効率」については、ロールズ規準などとの関係で理論的整理をするだけでなく、やはり歴史的背景と関連づけて理解する必要がある。少くとも20世紀に入ってからのフェビアン協会の思想の流れにおいては、単なるロジックの構築ではなく、資本主義の中で社会政策がどこまでやれるかという妥協の所産として組み合わされた面があるからである。

(2) 個別に展開された1つ1つの制度の改善についてはそれぞれ納得できたとしても、それらを集め合わせた時に、自から浮び上る日本の社会保障像が一体どのように描けるかということである。たとえば負の所得税導入後の全体像について著者の体系試案が提示されればなお説得力を増すであろう。

(3) 著者は社会保障のかなりの分野を視野の中に入

れているが、医療についてはなお本格的に取り扱われていない。医療分野が著者の体系にどう接合されるかが今後に期待される。

(4) 著者は終章の最後に「法制度の有する経済的側面に光をあて」たと述べている。事実本書の第Ⅱ部は著者の制度に対する造詣の深さを物語っており、経済学者の従来の実証分析に対する啓発的示唆を与えていた。

(5) 本書は、「はしがき」にあるように「入門的参考書」という部分もあるが、全編を通じてきわめて高い水準の内容であり、随所にチャレンジブルな問題提起が読者の知的関心を誘っている。今後この分野の問題に取り組む研究者にとって、著者の問題整理と政策提言は、それを踏まえることなしには前進がむずかしいほど、基本的なものといえよう。

執筆者紹介(執筆順)

| | |
|-------|------------------|
| 小山路男 | 上智大学教授 |
| 山崎清 | 国民生活センター調査研究部調査役 |
| 小沼正 | 駒沢大学教授 |
| 辻正重 | 青山学院大学講師 |
| 地主重美 | 千葉大学教授 |
| 市川洋 | 筑波大学教授 |
| 田中滋 | 慶應義塾大学助手 |
| 三上美美子 | 慶應義塾大学大学院 |
| 江見康一 | 一橋大学教授 |

次号(Vol. 16, No. 2)予告

| | |
|------------------|------|
| 研究の窓 | 松原治郎 |
| 論文 | 伊藤秋子 |
| " | " |
| " | 石橋敏郎 |
| 書評 | 小林良二 |
| 昭和54年度研究プロジェクト報告 | |
| 社会保障問題調査研究報告(Ⅱ) | |
| 社会保障統計 | |